（個人事業者利用の例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

　　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（保存先に取り込む前の訂正削除の禁止）

　取引関係情報の内容について、保存先に取り込む前（訂正削除の記録が残らない状態）の訂正削除は禁止とする。

　この規程は、○年○月○日から施行する。